

合格標章

新規^{*1}又は更新検定に合格したもの（以下、「検定合格品」という。）には、その見やすい箇所に合格標章を取り付けなければいけません^{*2}。また、合格標章が付されていない場合は使用してはいけません^{*3}。これは、日本国内で製造したものだけでなく、日本に輸入する検定合格品も対象であり、検定の申請者が検定合格品を日本国内で製造し、又は日本国内に輸入したときに取り付ける必要があります。

合格標章の様式は、機械等検定規則様式第 11 号で定められています（下記の様式を参照願います。）。合格標章の様式とその記載内容が適切であるか、また取り付けが適切に行われているかについては、検定試験・検査の対象とはなっておりません。合格標章の取り付けにつきましては、検定合格品の申請者（製造者又は輸入者）が、責任をもって実施していただきますようよろしくお願いいたします。

*1：単品として型式検定に合格したものも含まれます。

*2：労働安全衛生法第 44 条の 2（型式検定）第 5 項及び機械等検定規則第 14 条（型式検定合格標章）

*3：労働安全衛生法第 44 条の 2 第 7 項

<防爆構造電気機械器具の合格標章の様式>



- サイズ：縦(L) × 横(L) × ふち幅(I)
 - 1.3 cm × 1.3 cm × 0.1 cm
 - 2.0 cm × 2.0 cm × 0.1 cm
 - 3.2 cm × 3.2 cm × 0.2 cm
 - 5.0 cm × 5.0 cm × 0.2 cm
 - 8.0 cm × 8.0 cm × 0.3 cm
- 材質：金属又は耐久性のあるもの
- 地色は黒色とし、字、ふち及び線は黄色又は淡黄色
- 労検カッコ内は新規又は更新検定に合格した年月を（2019. 1）のように表示

以上